

# 育児休業 や 介護休業 をする方を 経済的に支援します



育児休業給付  
の支給

介護休業給付  
の支給



育児休業等期間中  
の社会保険料  
(健康保険・厚生年金保険)  
の免除

育児休業等終了後  
の社会保険料  
(健康保険・厚生年金保険)  
の特例



3歳未満の子を  
養育する  
期間についての  
年金額計算の特例  
(厚生年金保険)

育児休業期間中の  
住民税の徴収猶予



このパンフレットは、育児休業や介護休業をする方への経済的支援について、分かりやすく紹介することを目的としています。

ここで紹介した制度・手続の詳細については、このパンフレットの裏面に記載されたお問い合わせ先までお尋ねください。



# 育児休業給付の支給（雇用保険）

## ◆ 制度の概要

雇用保険の被保険者の方が、1歳（保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けることができます。

※ 詳細は、公共職業安定所（ハローワーク）にありますリーフレット「育児休業給付の内容及び支給申請手続について」をご覧ください。

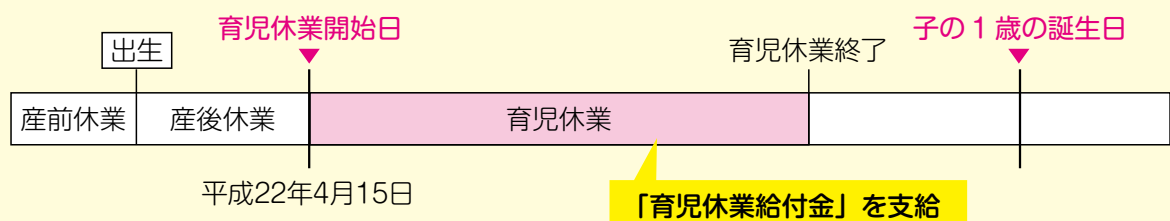
## ◆ 支給対象者の主な要件

1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合には1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をする雇用保険の被保険者の方で、育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数（原則、日給者は各月の出勤日数、月給者は各月の暦日数）が11日以上ある月が12か月以上ある方が対象となります。

※ 期間を定めて雇用される方である場合は、上記のほか、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ休業の対象である子の1歳の誕生日の前日を超えて引き続き雇用される見込みがある（2歳までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである方を除く）ことが必要です。

## ◆ 支給対象期間

例 平成22年4月15日から育児休業を開始した場合



## ◆ 支給額（平成22年4月1日以降に育児休業を開始された方）

各支給単位期間（育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）における支給額

$$\text{休業開始時賃金日額}^{(1)} \times \text{支給日数} \quad \times \quad 50\% \text{ (当分の間)} \\ \text{(賃金月額)}$$

ただし、事業主から賃金が支払われた場合は、次のようになります。